

京都市保健所条例の一部を改正する条例（平成21年10月13日京都市条例
第16号）（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）

次のとおり伏見保健所の位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市伏見区鷹匠町33番地

変更後の位置 京都市伏見区鷹匠町39番地の2

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市保健所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年10月13日

京都市長 門川大作

京都市条例第16号

京都市保健所条例の一部を改正する条例

京都市保健所条例の一部を次のように改正する。

別表伏見保健所の項中「京都市伏見区鷹匠町33番地」を「京都市伏見区鷹匠町39番地の2」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)